

佐賀県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年九月二十八日から平成二十二年十月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	延長	
一般国道 二〇七号	鹿島市浜町字山田川一三四 二番八地先から 鹿島市浜町字町裏一二二二 番六地先まで	後 一七・九 九・三	六五六・七
	鹿島市浜町字山田川一三四 二番八地先から 鹿島市浜町字町裏一二二二 番六地先まで	前 一二・一 九・三	六五六・〇
	鹿島市古枝字八田甲一〇一 〇番一地先から 鹿島市浜町字北舟津九三二 番四地先まで 鹿島市浜町字一本松一三二二 五番二地先から 鹿島市浜町字平松一二九〇 番四地先まで	後 三三・五 七・一 一三・七 九・六	一、八〇九・九 一四八・〇
	鹿島市古枝字八田甲一〇一 〇番六地先から 鹿島市浜町字北舟津九三二 番四地先まで	前 二二・七 七・〇	一、七五〇・六
県道 古枝肥前浜 停車場線			